第百四十一条第一項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第百六十三条の三第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者」に改める。

第百六十四条第一項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十九条まで」を「第八十六条、第八十七条、第八十八条及び第八十九条」に改める。

第百六十九条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

第百七十六条第二項中「始めて」を「初めて」に改める。

第百八十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（政令への委任）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百八十条の三　この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢年金給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二条の二の次に次の一条を加える。

（適用事業所に関する経過措置等）

第二条の三　私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園を設置する者、同項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定こども園又は特例設置幼保連携型認定こども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。）は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。

2　適用事業所に使用されない七十歳未満の者であつて、第二条の五第一項第二号又は第三号に規定する組合員であるものは、この法律の適用については、当分の間、第九条に規定する適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなす。

3　前項の規定により適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなされた者を使用する事業所の事業主は、この法律の適用については、第六条に規定する適用事業所の事業主とみなす。

附則第四条の二を次のように改める。

（被保険者の資格の特例）

第四条の二　国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。

附則第四条の三第一項及び第四項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改め、同条第五項中「、又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者となつたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

10　第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る事業主については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

附則第七条の二の見出しを「（他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間の確認等）」に改め、同条第一項中「国民年金法附則第七条の五第二項に規定する組合員又は加入者であつた期間につき」を「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、」に、「者についての当該組合員又は加入者であつた期間」を「ものの被保険者であつた期間」に、「当分の間、当該共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を「各号の厚生年金被保険者期間に応じ、第二条の五第一項各号に定める者」に改め、同条第二項中「前項の場合に」を「第二号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について」に改め、「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は当該組合員若しくは加入者であつた期間に基づく」を削り、「若しくは遺族基礎年金」を「又は遺族基礎年金」に改め、「当該組合員又は加入者であつた期間に基づく」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、第四十二条、第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十七条の三第一項、第五十二条第四項、第五十四条第二項ただし書、第五十五条第一項、第五十八条第一項、次条第一項又は附則第八条若しくは第十三条の四第一項の規定の適用を受けようとするものの保険料納付済期間（第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものを除く。）、保険料免除期間及び合算対象期間（国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間をいう。）については、当分の間、厚生労働大臣の確認を受けたところによる。

3　第九十条第一項及び第三項から第五項まで、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、第一号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の二に次の一項を加える。

5　国民年金法第百一条第一項から第五項まで及び第百一条の二の規定は、第二項の規定による確認に関する処分について準用する。

附則第七条の三第一項中「限る。）は」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「厚生労働大臣」を「実施機関」に、「老齢厚生年金」を「当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づく老齢厚生年金」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「生まれたもの」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。）である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

附則第七条の五第一項中「又は同条第一項に規定する政令で定める日（」を「（被保険者に係る同条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。）」に改め、「、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項」を削り、「第十三条の六第一項、第四項」を「第十三条の六第四項」に改める。

附則第七条の六第四項並びに第七条の七第三項及び第四項中「による老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加える。